

第3章 循環型社会の推進

第1節 3Rの促進

1 一般廃棄物^{*1}の3R促進【循環社会推進課】

(1) 一般廃棄物の状況

①ごみの排出量

県内のごみ総排出量は、平成26年度において26万t、1人1日当たりでは894gであり、前年度と比較すると、総排出量は4,973t減少(2%)しており、1人1日当たり排出量は12g減少しています。

平成26年度においては、生活系ごみ(家庭から排出される一般廃棄物)が2,619t減少し、事業系ごみ(事業所から排出される一般廃棄物)も2,649t減少しました。

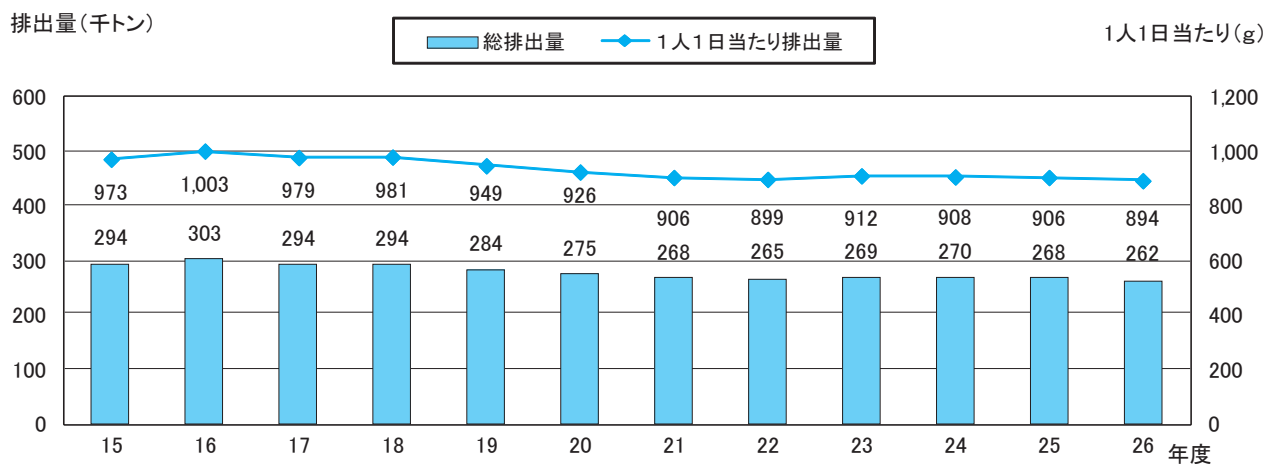


図3-1-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移

コラム 「雑がみ」はリサイクルできます！「燃やせるごみ」に捨てないで！

県内で「雑がみ分別回収運動」を進めています。「燃やせるごみ」から、リサイクルできる紙(雑がみ)を「分別」して、「資源」として再利用しましょう。

? 「雑がみ」ってなに？

まずは次の5種類の「雑がみ」を集めよう。



? どうやって出せばいいの？

雑誌の間に挟んだり、まとめて紙ひもで縛ったり、紙袋に入れて出そう。

? いつ出すの？

市町での回収や、PTA、子ども会での集団回収で集めています。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

スーパーの駐車場等に設置されている、紙資源回収ステーションで随時、集めているところもあります。

お近くの紙資源回収ステーションは **福井県 雑がみ** で検索してください。

◆第2部 分野別施策の実施状況

②ごみの処理状況

市町（一部事務組合を含む。）では、通常、収集されたごみを、資源化、焼却、破碎等の中間処理をした上で、その残さなどを埋立処分しています。

平成26年度に市町が収集し、処理されたごみ26万tのうち、資源化された「資源化量」は2万9千t、焼却等で減量化された「減量化量」は21万t、埋め立てられた「最終処分量」は2万8千tでした。

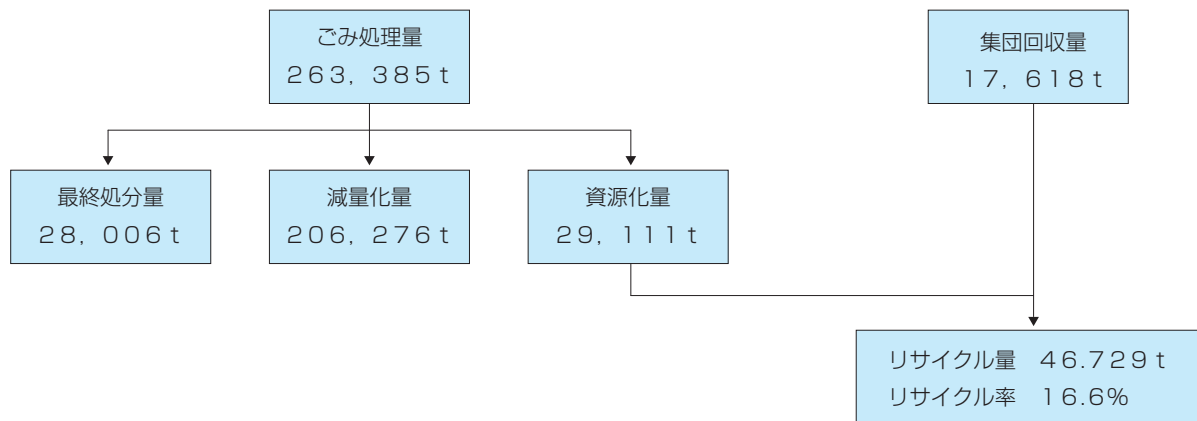


図3-1-2 平成26年度ごみ処理フロー図

③リサイクルの状況

平成26年度に市町において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は、2万9千tとなっています。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は1万8千tとなっています。

市町における資源化と集団回収を併せた4万7千tがリサイクルにまわされ、リサイクル率は16.6%となっています（平成25年度：17.0%）。

近年リサイクル率は横ばいとなっており、今後、県民のさらなるリサイクルに対する取組みが必要となっています。

表 3-1-3 リサイクル量の推移

（単位：千t）

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
資 源 化 量	34	35	35	36	34	33	33	33	33	32	31	29
集 団 回 収 量	25	25	24	25	24	23	21	21	21	20	18	18
リサイクル量	59	60	59	61	58	56	54	54	54	52	49	47

リサイクル率（%）

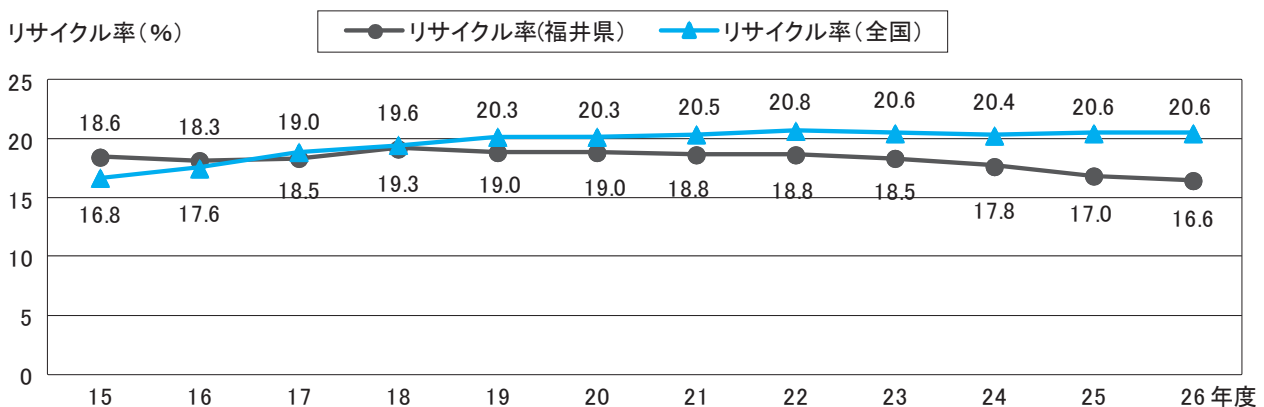


図3-1-4 リサイクル率（注）の推移

（注）リサイクル率＝リサイクル量÷（ごみ処理量＋集団回収量）

④廃棄物処理施設の状況

市町では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置しています。

平成27年度末現在、ごみ焼却施設は11施設設置さ

れており、処理能力は1,173 t/日となっています。また、一般廃棄物最終処分場は10施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められています。

(2) ごみ減量化・リサイクルへの取り組み

①行動指針および推進体制

県では、「福井県廃棄物処理計画」、またこの計画の上位計画となる「福井県環境基本計画」に基づき、「おいしいふくい食べきり運動」や「ものを大切に

する社会づくりプロジェクト」などによる廃棄物の減量化やリサイクル、適正化等を推進しています。

平成28年3月に策定した、現行の廃棄物処理計画では、平成32年度の目標値を次表のとおり設定しています。

「福井県廃棄物処理計画」に基づく施策を着実に推進するためには、県民全体で推進していくという

機運づくりが重要であり、そのため、女性団体や消費者団体等と協力し全県的な啓発活動等を展開します。

また、一般廃棄物の排出状況や処理体制等は各市町によって異なることから、市町間の情報の共有化を図るための情報を提供したり、全県的な運動を主体的に展開します。

産業廃棄物については、各業界団体や社団法人福井県産業廃棄物協会と定期的な意見交換を行うなど協力体制を強化します。

目 標 値	指 標	平成 25 年度	平成 32 年度
		現 状	目標値 (予測値)
	一人一日当たりごみ排出量	906 g	863 g (975 g)
	一般廃棄物リサイクル率	17.0%	20.0% (14.1%)
	産業廃棄物排出量	2,895 千 t	2,895 千 t (2,810 千 t)
	産業廃棄物再生利用率	45.1%	45.6% (46.1%)

表 3-1-5 「福井県廃棄物処理計画」の目標値

②ごみの減量化・リサイクルの推進

ア おいしいふくい食べきり運動

燃やせるごみの約半分を占める生ごみを減量化するため、全国に先駆けて実施している家庭内や外出時の食べ残し等の食品廃棄を減らす「おいしいふくい食べきり運動」を実施しています。

現在、約1,080店の飲食店等が、「食べきり運動協力店」として小盛メニュー設定など、食べ残しの削減に取り組んでいます。また、約160店の食品販売店が「食べきり家庭応援店」として、食べきりレシピ提供などの家庭における食べきり運動のバックアップを実施しています。

平成27年度からは、月1回以上「おいしいふくい食べきりの日」を定め、飲食店や食品販売店が「食べきり運動」を重点的に行っています。

飲食店では、「食べきりの日」に注文したものを

食べきった人に、1ドリンクや割引券のサービスを実施したり、食品販売店では、食材の食べきりをPRするコーナーを設置するなどしています。

また、本県の活動の特徴として、平成25年度から消費者団体である福井県連合婦人会と共動して啓発活動を行っています。

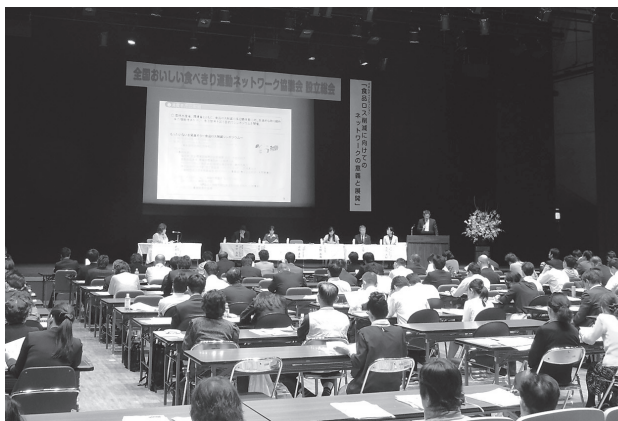
特に好評なのが、保育園での食べきり運動学習会です。学習会では、寸劇、紙芝居、絵本の読み聞かせ、食べきり運動のうたのダンスなどを実施し、子どもたちが楽しみながら、食べ物や食べきることの大切さがわかるような内容にしています。また、子どもたちが家に帰ってから、ちらしなどを見せながら両親や祖父母に報告してもらうことで、家族全員が「食べきり運動」を知ってもらう効果もあります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

イ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

平成27年11月21日に「3R推進全国大会inふくい」を開催し、「おいしい食べきり運動」など、食品ロスに取り組む自治体間のネットワークを形成して、継続的な情報共有と取組みの拡大を図ることについて、本県が提唱し参加団体で合意されました。

本県から全国の自治体にネットワーク参加を呼びかけたところ、北海道から沖縄県まで44都道府県、201市区町村の自治体により、平成28年10月10日に「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が設立されました。平成29年3月10日現在、参加自治体数は277までに増えています。



設立総会でのパネルディスカッションの様子

現在、協議会の活動として「情報共有・発信」と「全国共同キャンペーン」を実施しています。「情報共有・発信」としては、各自治体が実施している「おいしい食べきり運動」の施策内容やノウハウなどを参加自治体で共有し、発信しています。

また、「全国共同キャンペーン」として、宴会の多い12月から1月にかけて、「宴会五箇条」の啓発など外食時の「おいしい食べきり」全国キャンペーンを実施しました。今後、小盛りサイズメニュー導入の全国チェーンの飲食店への働きかけや、少量パック販売やばら売りなどの充実を全国チェーン食品販売店へ要請していきます。

今後も、協議会参加の自治体や県内の様々な団体と協力し、幅広い世代に対して「おいしいふくい食べきり運動」の普及啓発を進めていきます。

ウ 紙類のリサイクル

燃やせるごみの約5割を占めると推計される紙類については、「雑がみの分別回収運動」により、リ

サイクルを促進していきます。

平成28年5月に県、市町、住民代表が参加する「福井県ごみ減量化推進会議」を立ち上げ、雑がみの分別回収を全県下で取り組むことを申し合わせました。

各市町において、雑がみの分別と回収を促進するためのプログラム「雑がみ分別回収アクションプログラム」を平成28年9月末に策定しました。

このプログラムでは、雑がみの分別回収を進めるために、市町での回収、PTAや子供会などの資源回収、スーパーなどの民間拠点回収などの回収方策および住民が分別を徹底するための広報や指導方法について記載しています。

今年度、すべての市町で住民が雑がみを持ち込める体制を整備し、県および市町の広報媒体において、「雑がみの分別回収」の徹底を周知しています。

エ ものを大切にする社会づくりプロジェクト

良いものを長く使う、壊れたものは修理して再利用するなど「ものを大切にする」意識の普及を図るため「まごころ古本市」や、壊れたおもちゃの修理をする「おもちゃの病院」、平成28年には新たに「子育て用品リユース市」を開催しています。

特におもちゃの修理については、平成23年度より、おもちゃの修理ボランティア“おもちゃドクター”の養成に取り組んでおり、これまでに、初心者対象の養成講座を18回開催し、延べ290人以上が受講されました。

その結果、養成講座の受講者を中心に、県内各地におもちゃ修理のボランティア団体が立ち上がり、現在、6つの団体が積極的に活動しています。

平成27年9月には、県内6つのおもちゃ病院が集まり、「福井県おもちゃ病院連絡協議会」を設立し、技術、情報の意見交換や相互交流を行っています。



養成講座の様子

また、平成28年11月には、子育て世代のリユース意識を高めるため、環境ふくい推進協議会主催の環境フェアにおいて「子育て用品リユース市」を開催しました。

子ども服やおもちゃ、育児用品、絵本など、使用期間が短く、家庭で眠ってしまいがちな子育て用品

を県民から回収し、新たな持ち主へと譲りました。

親子1,190名が来場し、3,837点の子育て用品がリユースされました。

おもちゃなどのリユース品を景品とした「お宝ジャンケン大会」も行い、終日、親子連れで賑わいました。

コラム 身近で便利な「まちの修理屋さん」にお任せ

これまで使えなくなったらごみとして捨てていたものでも、修理すればまだまだ使えるものもあります。

大切にしていたものがまた使えるようになったり、直して素敵なものに生まれ変わったらうれしいですね。

県では、修理してものを使うことの大切さを知ってもらおうと、壊れた時計や家具等の修理を請け負う「まちの修理屋さん」をホームページで紹介しています。

- ・これまで大事に使ってきたものだから、捨てるのは惜しい・・・
- ・親から子へ、思い出をつなぐものとして伝えたい・・・
- ・気に入って買ったものだから、直して使いたいけれど・・・
- ・新しいものを買うよりも使い慣れたものの方が愛着があるので修理して使いたい・・・

ホームページでは、修理の内容や一言アピールなど店舗ごとの細かな情報も掲載しています。

ものを大事にしてくり返し長く使うために、御自分の近くの修理屋さんを探してみたいかがですか。

今後、修理職人の紹介や修理の事例、プロが教えるお手入れ方法なども情報公開していく予定です。

長く使うためのお手入れのコツなどを実践し、修理したり、使えなくなったものの一部を使って新たなものを作ったりするなど、ものを大切にして長く使うようにしましょう。



③容器包装廃棄物、家電製品、自動車のリサイクル
推進体制の確立

ア 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比で約6割を占める缶、びん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、平成9年4月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が施行されました。平成12年度からは同法が完全施行され、それまでの缶、びん、ペットボトルおよび紙パックに加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装およびダンボールが同法の対象となりました。

平成18年12月には容器包装リサイクル法が一部改正され、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入や事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などが盛り込まれました。

県では、平成28年度に「第8期福井県分別収集促進計画^{*1}」を策定し、県民に対する容器包装廃棄物の排出抑制や市町村における容器包装廃棄物の収集品目の拡大を図る等の取組みを進めています。

イ 家電リサイクル法

家電製品のリサイクルを推進するため、平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行されています。この法律は、家電製品の小売業者に引取義務を、製造業者等(家電メーカー、家電輸入業者)に再商品化等(リサイクル)の義務を課し、消費者に収集・再商品化等に要する費用の負担を求めるものです。

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機およびエアコンの4品目が対象になっています。

県では、消費者(排出者)、小売店に対して、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう普及啓発を進めています。また、廃家電の不法投棄への監視にも力を入れていきます。

ウ パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが始まりました。これまで自治体が回収・処理していた家庭用使用済パソコンを製造等事業者(パソコンメーカー等)により自主回収および再資源化を行い、消費者は収集・再資源化に要する費用を負担するものです。

エ 小型家電リサイクル法

平成25年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、家庭の電気や電池で動く小型家電(携帯電話、デジカメ、ドライヤー、ゲーム機など)を市町が回収し、国の認定を受けたりサイクル事業者等が再資源化する「小型家電リサイクル制度」が始まりました。これまで使用済小型家電は、市町において廃棄物として処分され、その中に含まれる有用な金属が十分に回収されていませんでしたが、この制度のスタートにより、使用済小型家電の回収や再資源化が進められることとなりました。

県では、市町に対し小型家電の分別回収を促すなど、市町の取組みを支援していきます。

表3-1-6 容器包装廃棄物の分別収集取組状況
(平成28年3月末現在)

区 分		取組市町数 (平成27年度現在)	平成28年度 見 込
びん 類	無 色	全市町	全市町
	茶 色	16	16
	その他の色	全市町	全市町
缶 類	スチール缶	全市町	全市町
	アルミ缶	全市町	全市町
プラ スチ ック 類	ペットボトル	全市町	全市町
	食品トレイ	4	4
	その他のプラスチック製 容器包装	14	14
紙 類	飲料用紙パック	15	15
	段ボール	全市町	全市町
	その他の 紙製容器包装	15	15

^{*1} 福井県分別収集促進計画：各市町村が策定する「市町村分別収集計画」を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集リサイクルの推進に関するについて、県が策定する計画。

オ 自動車リサイクル

年間約330万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

しかし、産業廃棄物処分場の逼迫や従来のリサイクルシステムの機能不全により、不法投棄・不適正処理の懸念がもたれていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が平成14年7月に制定されました。平成17年1月1日からリサイクル料金の預託や電子マニフェストによる移動報告が開始されるなど、本格施行されています（解体業等の許可制度は平成16年7月から先行施行）。

法施行に伴い、関係事業者の電子情報による使用済自動車の移動報告および「フロン類」、「エアバック類」の回収や「廃タイヤ」、「バッテリー」等の適正処理が行われ、これらに必要な費用を自動車の所有者が負担することとされました。平成27年度に本県において引取業者に引き渡された使用済自動車は、約2万9千台あり、この使用済自動車はフロン類回収業者、解体業者および破砕業者等に引き渡されました。

今後とも、使用済自動車のリサイクル・適正処理を推進するため、関係事業者に対する監視指導を適切に行っていきます。

表3-1-7 自動車リサイクル法関連事業者の種別

（平成28年3月末現在）

業 種	事 業 内 容	事業者数
引 取 業	使用済自動車の引取りを行う登録業者	535 件
フロン類 回 収 業	カーエアコンからフロン類を回収する登録業者	166 件
解 体 業	エアバック類を回収するとともに、バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等を再資源化基準に従って適切な解体を行う許可業者（基準に従って解体を行った場合のみ、使用済自動車からの部品取りを行うことができる。）	30 件
破 砕 業	解体された使用済自動車を破砕するため、プレス・せん断など破砕前処理を行う許可業者および解体された使用済自動車を破砕する許可業者	16 件

分野別施策の
実施状況

④下水汚泥有効利用促進【河川課】

下水道の普及拡大に伴い、下水汚泥は年々増加しており、下水汚泥の減量化とリサイクルを推進しています。

福井県では9市8町1事務組合で下水道による汚水処理を行っており、平成27年度に発生した下水汚泥約36,000 tのうち79%をセメント原料、堆肥、建設資材などに有効利用しています。

今後も下水汚泥の有効活用に積極的に取り組んでいきます。

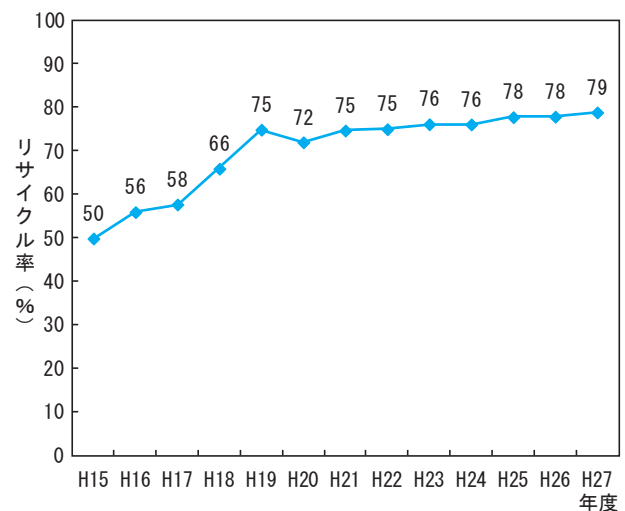


図3-1-8 下水汚泥リサイクル率の推移

循環型社会の推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 建設リサイクル【土木管理課】

①建設リサイクルの現状

建設工事から発生する廃棄物の本県におけるリサイクル率は全体で9割を超えています。

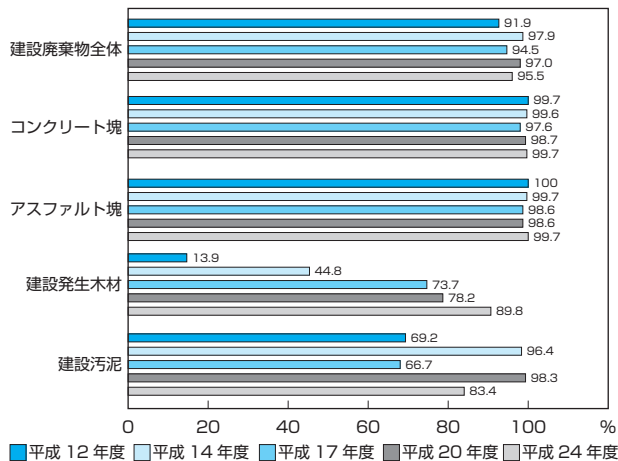


図3-1-9 建設廃棄物のリサイクル率

②法律制定の背景

建設工事から発生する廃棄物は種類が多く、本県では産業廃棄物全体の約2割を占めており、分別しなければごみとして最終処分されることとなります。また、全国的にみても最終処分場の残存容量はあとわずかとなっています。

さらに、昭和40年代の高度経済成長期に大量に建設された建築物が今後更新期を迎えることから、解体による廃棄物の排出量の増加が予想されます。

このため、廃棄物の分別・リサイクルおよび適正処理をより一層促進させることを目的に、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が、平成14年5月30日から全面施行されました。

③法律の概要

この法律は、3つの柱からなり立っています。

発注者（施主）による工事の事前届出の他、元請業者から発注者への再資源化完了報告などが義務付けられています。

- ①分別解体・リサイクルの義務付け
- ②分別解体・リサイクルの実施を確保するための措置
- ③解体工事業の登録制度の創設

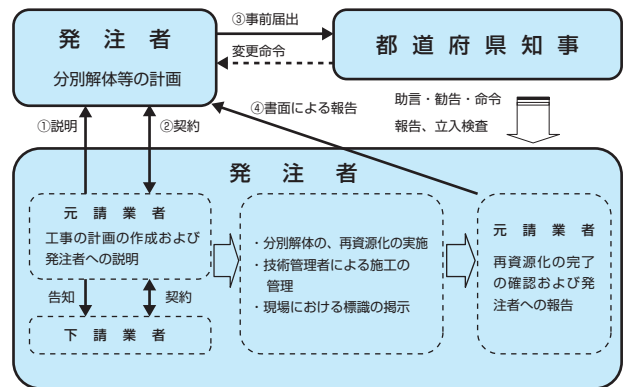


図3-1-10 分別解体・リサイクルの発注から実施への流れ

④建設リサイクルを進めるために

法の実効性を確保するため、日常のパトロールに加え、年2回、施工中の工事現場を対象に、県内一斉パトロールを実施しています。

また、建設リサイクルを総合的に推進するため、県内の国、県、市町の工事発注機関、建設業団体等からなる「建設副産物対策連絡協議会」において、廃棄物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に取り組んでいます。

(4) 食品リサイクル【循環社会推進課】

①食品廃棄物の現状

食品廃棄物は、食品の製造の段階で発生する動植物性の残さが産業廃棄物に分類され、食品の流通段階（スーパー等）や消費段階（レストラン・家庭等）で発生する売れ残り、調理残、食べ残し等が一般廃棄物に分類されます。

一般廃棄物の生ごみの大半が、市町等の施設において焼却処理される中、池田町、美浜町および若狹町では行政が中心となって、回収・堆肥化に取り組んでいます。

また、NPO法人や民間事業者による生ごみのリサイクルも行われています。

②食品リサイクル法

平成19年12月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が改正され、食品廃棄物の発生量が100t以上の事業者は、毎年度、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。また、再生利用事業計画の認定制度の見直し等の措置が講じられました。

平成24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の「発生抑制の目標値」に関して、業種の追加を行い、平成26年4月から26業種について発生抑制の目標値を設定し、さらに平成27年8月より5業種の目標値を追加しました。

平成26年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、業種別に食品製造業で96%、食品卸売業で65%、食品小売業で51%、外食産業で39%となっています。

平成24年8月には坂井市の長谷川造園株式会社

が、J A花咲ふくいおよびユニー株式会社とともに、国から北陸3県で初めてとなる再生利用事業計画の認定を受けています。

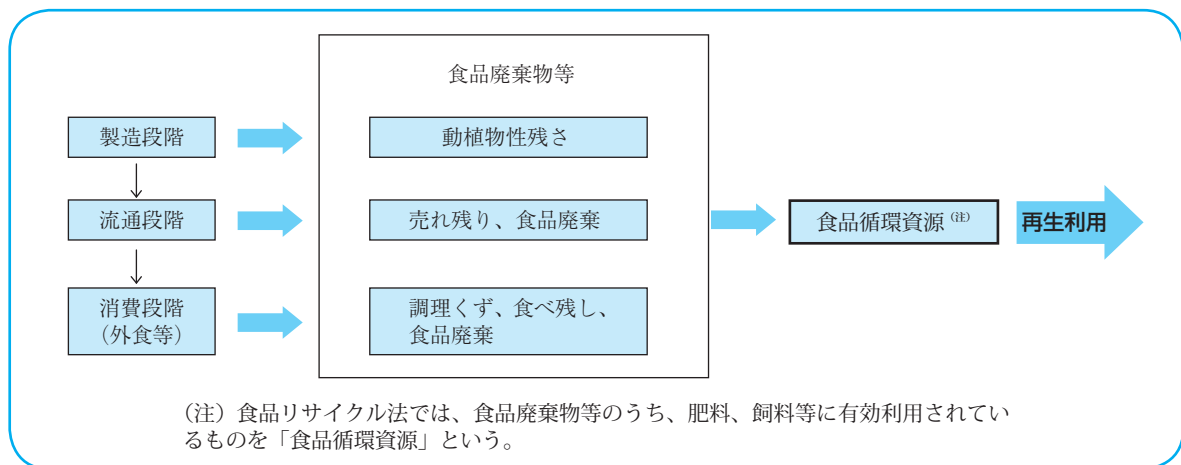


図3-1-11 食品リサイクルの流れ

(5) 未利用有機性資源等の活用【地域農業課】

農業による環境への負荷を軽減するとともに、より安全で安心な農産物の生産拡大を図るため、化学肥料や化学合成農薬の投入を抑えた生産技術開発の普及と併せ、家畜排せつ物や生ごみ等の未利用有機性資源を堆肥化し、利活用するエコ農業を推進しています。この中で、地域で発生した家畜排せつ物や糞便などの資源を、その地域で堆肥化し、利活用す

る効率的な取組みを進めています。

また、有機性資源の活用による土づくりを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減するエコ農業に取り組む農業者の育成を図るため、グループでエコ農業に取り組む生産者の支援や、特別栽培農産物の認証制度の普及推進、生産者と消費者の相互理解の促進を図っています。

コラム 福井県特別栽培農産物認証制度

県では、より安全・安心な農産物の生産を目指して、化学合成農薬や化学肥料の使用を極力抑えた（慣行栽培の5割以上削減）「特別栽培農産物」について、平成13年4月から独自の基準を設けて認証しています。



認証区分①



認証区分②



認証区分③



認証区分④

福井県特別栽培農産物認証制度の実績

年度	生産登録件数（件）	農家数（戸）	面積（ha）
H15	449	413	304
H16	495	378	320
H17	446	345	396
H18	455	320	493
H19	642	434	805
H20	688	544	1,023
H21	780	684	1,202
H22	758	721	1,371
H23	721	731	1,597
H24	118※	880	2,015
H25	101※	834	1,940
H26	108※	789	1,794
H27	118※	829	2,079

※ H24 以降については生産計画を届け出たグループ数を示す

2 産業廃棄物の3R促進【循環社会推進課】

(1) 県内の発生状況

(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施しています。調査は5年ごとに実施しており、直近のデータは、平成25年度の値です。

①県内総発生量

平成25年度に本県で発生した産業廃棄物は3,077千tであり、平成20年度の3,722千tと比較すると、約17.3%減少しています。

②種類別発生量

産業廃棄物の発生量を種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く、1,626千t（全発生量の53%）、次いで、がれき類537千t（17%）、ばいじん302千t（10%）、廃プラスチック類153千t（5%）、家畜のふん尿100千t（3%）の順で、この5種類で全体の約88%を占めています。

③業種別発生量

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が最も多く、1,152千t（全発生量の37%）、次いで、建設業713千t（23%）、水道業520千t（17%）の順となっており、この3業種で77%を占めています。

(2) 処理処分状況

①発生からの処理処分状況

発生量3,077千tの処理処分状況は、リサイクル量1,490千t（48%）、減量化量1,523千t（50%）、最終処分量63千t（2%）等となっています（図3-1-14）。

平成20年度と比較すると、リサイクル量の割合が増加（43%→48%）し、減量化量の割合が減少（55%→50%）しています。

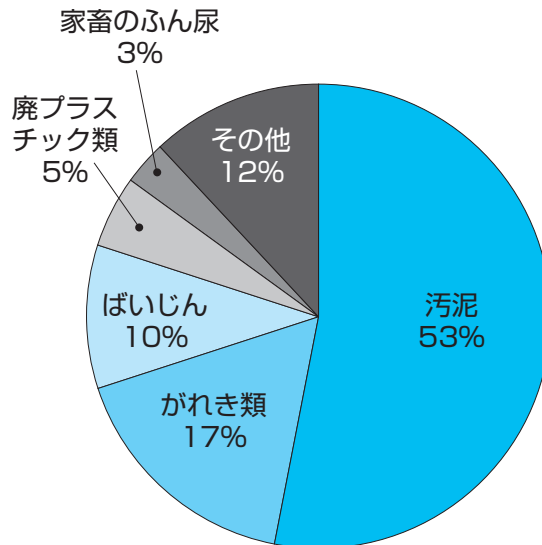


図3-1-12 種類別発生量構成比（平成25年度）

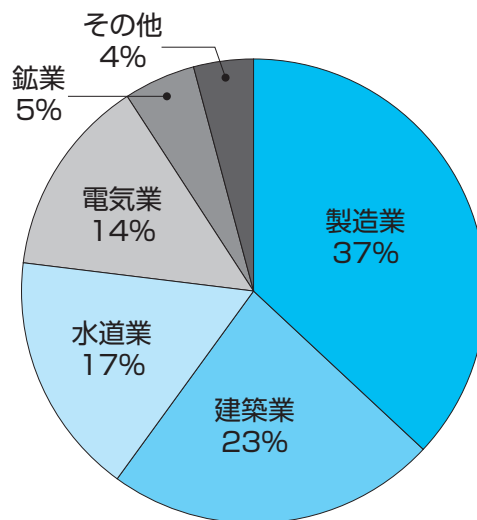


図3-1-13 業種別発生量構成比（平成25年度）

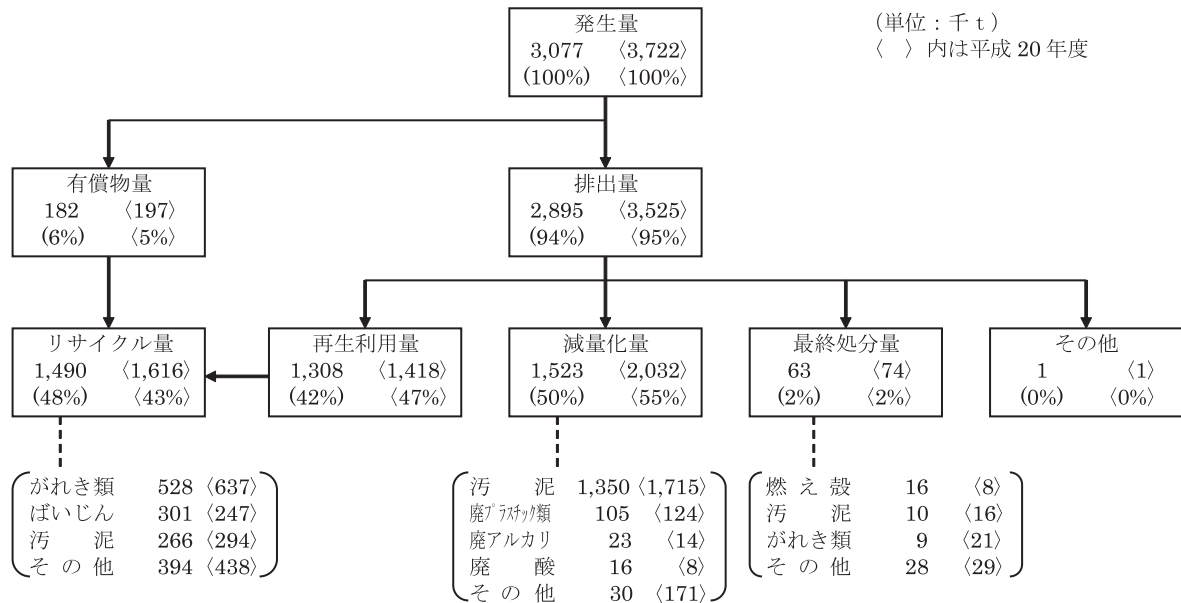


図3-1-14 平成25年度処理処分状況

②種類別処理状況

汚泥については、1,626千 t の発生量がありますが、83%が減量化され、最終処分量は 1 % となっています。

がれき類については、537千 t のうち98%がリサイクルされています。

廃プラスチック類では、153千 t のうち69%が減量化されています。

最終処分量を種類別にみると、燃え殻が16千 t で最も多く、次いで、汚泥が10千 t、がれき類が9千 t の順となっています。

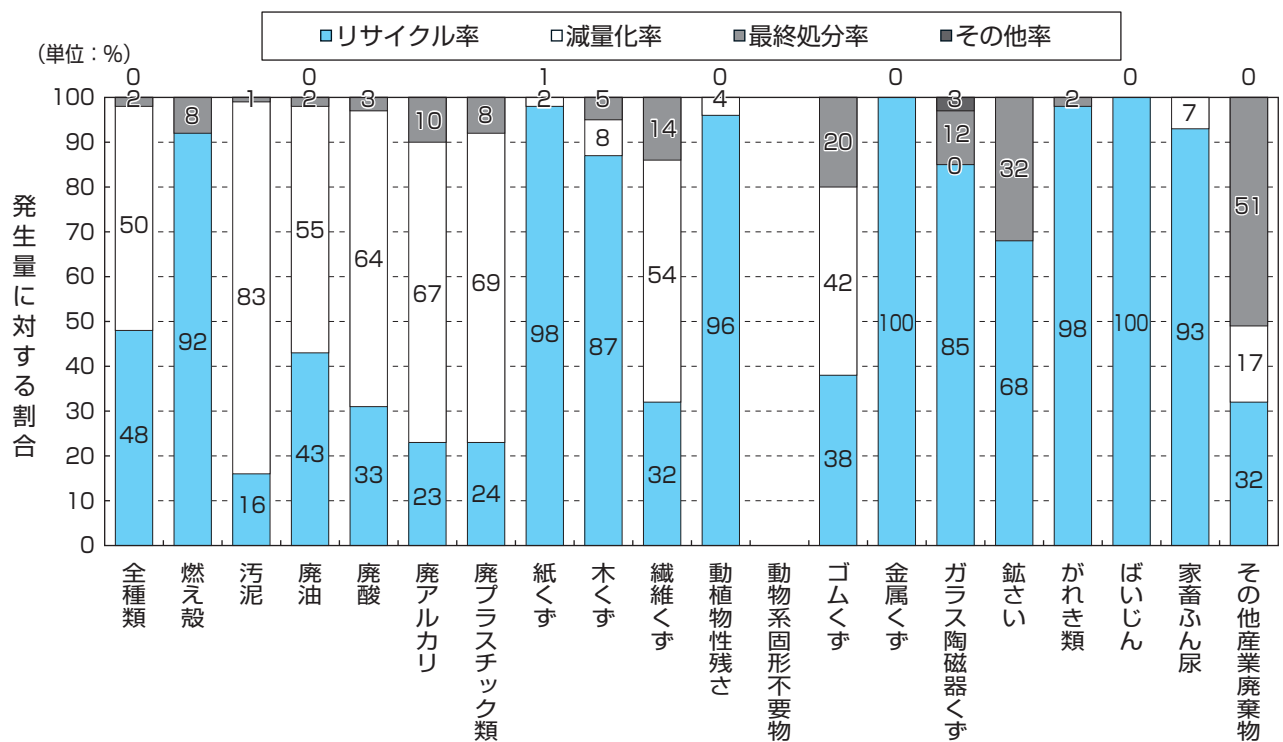


図3-1-15 種類別処理状況（平成25年度）

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「許可を持っている処理業者に処理を委託する場合」とがあります。

実際には、排出事業者が自ら中間処理施設や最終処分場を設置することは少なく、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しています。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、平成28年3月末現在1,987件で、業の種類別では、収集・運搬業（特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む。）の許可は1,837件で、全体の約92%を占めています。

表3-1-16 産業廃棄物処理業許可件数（平成28年3月末現在）

許可区分	収集運搬	中間処理（処分）	最終処分	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	1,626	135	1	5	1,767
特別管理産業廃棄物	211	8	0	1	220
合計	1,837	143	1	6	1,987

(4) 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可件数は、平成28年3月末現在153件です。

平成27年度の産業廃棄物処理施設の新たな設置許可件数は2件です。

表3-1-17 産業廃棄物処理施設設置許可件数（平成28年3月末現在）

施設の種別	許可対象となる処理能力	許可件数
①汚泥の脱水処理施設	10m ³ /日超	6
②汚泥の乾燥施設	10m ³ /日超	1
③汚泥の焼却施設	5 m ³ /日超、200kg/時以上または火格子面積2㎡以上	8
④廃油の油水分離施設	10m ³ /日超	1
⑤廃油の焼却施設	1 m ³ /日超、200kg/時以上または火格子面積2㎡以上	8
⑥廃プラスチックの破碎施設	5 t /日超	15
⑦廃プラスチックの焼却施設	0.1 t /日超または火格子面積2㎡以上	15
⑧木くず又はがれき類の破碎施設	5 t /日超	74
⑨シアン分解施設	すべて	2
⑩産業廃棄物焼却施設	200kg/時以上または火格子面積2㎡以上	13
⑪最終処分場(安定型)*1	すべて	7
⑫最終処分場(管理型)*2	すべて	3
合計		153

(注) ①～⑩：中間処理施設 ⑪、⑫：最終処分場（最終処分場施設数は稼働中の施設数）

*1 最終処分場（安定型）：廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類など変化しない安定した廃棄物で、土壌・砂れき類等と同じで何ら環境を汚染しないものとして処分できるものを埋め立てる処分場。

*2 最終処分場（管理型）：埋め立てられた時に分解、溶出等の変化を伴い、環境を汚染することがあるため、十分な管理が行えるように処理して処分するための処分場。紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、汚泥などを処分する。

(5) 減量化・リサイクルへの取組み

産業廃棄物の減量化やリサイクルを達成するには、排出事業者の自主的な取組みが重要です。そこで、産業廃棄物の発生量が年間500トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は年間50トン以上）である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）を対象に、廃棄物の処理計画の策定および実施状況の報告を求め、事業者の自主的な取組みを促しています。

また、事業者を対象とした研修会を開催し、減量化・リサイクルに関する先進的な事例やリサイクル認定製品制度を紹介し、啓発を行っています。

そのほか適正処理を推進する観点から、産業廃棄物の適正処理の手続きを解説したパンフレットを作成・配布するほか、主に中小規模の排出事業者を対象に、適正処理に関する手続きをわかりやすく解説する講座を開催しました。

3 リサイクル製品の利用拡大【循環社会推進課】

リサイクル製品の活用は、埋立処分場の延命化やバージン原材料の節約など、循環型社会の推進に大きく貢献することになります。

そこで県では、リサイクル製品の利用促進およびリサイクル産業の育成を図り、資源循環型社会を推進していくため、主に県内で発生する再生資源を利用して製造される製品を認定する「福井県リサイクル製品認定制度」を運用しています。

平成11年12月の施行から18年目を迎え、平成28年3月末現在で47製品を認定しています。

リサイクル製品普及促進のため、県の公共工事等において、地域から発生した再生資源を活用した製品を同一地域内で積極的に利用しているほか、市町や国の出先機関にも積極的な活用を呼びかけています。

また、「フクイ建設技術フェア2016」（平成28年8月）への出展やホームページによる広報等を行うとともに、平成28年度には県内の各健康福祉センターにおいて開催された、廃棄物処理事業者向けの講習会において、リサイクル製品のPRや認定制度の説明を行いました。

今後も、リサイクル認定製品がさらに広く普及するよう取り組んでいきます。



福井県認定
リサイクル製品

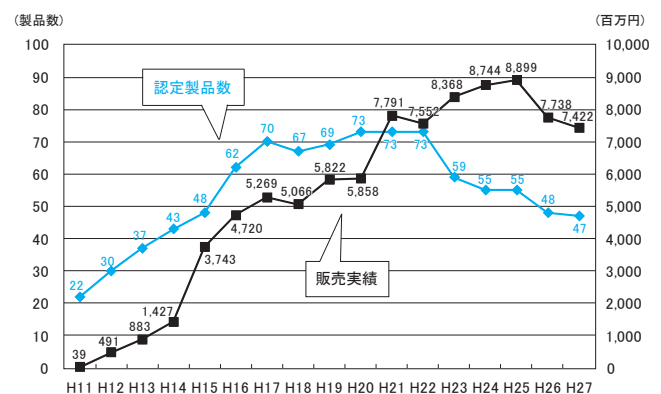


表3-1-18 福井県リサイクル認定製品販売実績・認定製品数